

アスベスト除去工事の説明に際しての質問及び要請書(その5)

～掲示看板の修正と掲示場所及びアスベストの調査の有無～

(2026.09.02)

近隣住民一同

●元請け:馬淵建設(株) 代表取締役 馬淵 圭雄 様

下記の追加の質問及び要請を行うので、アスベスト除去工事(足場の組み立てを含む)を開始するまでに回答(対応)されたい。

- 1 擁壁、ナマコ壁及び出入口の土間の解体工事を、馬淵建設が元請けとして行う場合、工事開始前に、「アスベスト含有の有無に関する事前調査結果等」を工事現場の公衆の見やすい場所に掲示する義務がある(石綿則3条)。

本工事現場には、上記規定に従い、8/17 に「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」との標示看板が掲示されたが、その掲示箇所は、現場出入口から奥まった箇所で、周辺住民の目につかない場所である。然も、8/18 の説明会の際に近隣住民が指摘した多くの記載誤りが、未だ修正されていないままの状況にある。

事前調査の結果を掲示する目的は、周辺住民を安心させることにある。至急、掲示内容の修正及び掲示場所の変更(見やすい場所)を実施されたい。

なお、調査不足等があり、修正に関する掲示が遅れているのであれば、至急その理由を明らかにされたい。

- 2 旧邸宅には、仏閣を想起させる木造の観音扉が出入口に存在した。上屋は解体済みであるが、現在、土間及び石畳の一部が残置されている。アスベストの製造・使用禁止の2006年までは、土間の下地モルタル及び石畳の目地モルタル、石畳接着剤等にアスベストが幅広く使用されていた可能性がある。

現状、出入口の土間のモルタルが一部剥がされた状態であるが、①出入口部分の下地モルタル、②石畳部分の目地モルタル、及び③石畳下の接着剤等に関し、アスベストの含有の有無に関しての事前調査の結果を明らかにされたい。

同様に、④間知ブロックの土間モルタルに関しての調査結果も明らかにされたい。
なお、①～④に関し、未調査の場合は、至急実施し、その結果を回答されたい。

注) 本書簡は、個人情報保護したうえで、「青空を渡さない会」のホームページに掲載する。また、貴殿らの回答書についても同様な扱いとする。